

令和8最低賃金専門部会での意見について

1 価格転嫁と賃上げについて

令和8年6月に発表された中小企業庁による価格交渉促進月間（3月）における調査では県内企業のコスト増に対する価格転嫁率は50.9%であり、「転嫁できた企業」と「転嫁できない企業」の二極分離の状態となっている。

また、同調査結果中、全国平均でサプライチェーンの各階層ごとの価格転嫁率は、1次請け企業は55.2%であったが、4次請け以上は45.5%にとどまっている。4次請け以上の階層においては、「全く転嫁できなかった」、「減額された」企業の計は24.3%という結果であった。

なお、福井商工会議所による令和7年12月期調査では価格転嫁率は34.0%であった。（527回資料38）

一方、賃上げの状況について福井県経営者協会が行った賃金改定調査をみると、「昨年と同額」または「昨年より減額した企業」が、令和6年は25.0%、7年は36.9%、8年は45.4%と増加傾向にある。

2 倒産企業の増加について

帝国データバンクの調査によると、令和8年上半期の倒産件数は42件と令和7年上半期の30件に比べ12件、40%増加している。

なお、令和7年の企業倒産は58件と前年に比べ6件増加している。（527回資料48）

また、昨年8月に同社福井支店が発表した令和7年上半期における調査では、県内1万4,442社の内、約9%に当たる1,301社が倒産リスクの高い企業であり、その内訳は売上1億円未満の企業が958社（構成比73.6%）、1～10億未満の企業が310社（構成比23.8%）と、米国関税、コロナ借換え保証の返済本格化等の要因により小規模企業の倒産リスクが顕在化しているとの結果であった。

3 結論

国際紛争の長期化等により経営環境の先行き不透明感が高まるなか、最低賃金近傍の従業員の力でようやく事業を成り立たせている中小・零細企業にとって、ここ3年間続いている最低賃金の大幅な引上げの影響は大きい。政府が掲げる最低賃金1,500円という目標に対する引上げのスピード感が幾分弱まったとはいえ、引き続き大幅な引上げが続く場合、経営維持が困難となる企業がこれまで以上に増加する可能性が高い状況にある。

地域において「暮らしを守るサービス」と「そこで暮らす人々の雇用を確保」している企業の存続に大きな影響を与える最低賃金の引上げについては、例年にも増して慎重に検討すべきである。改めて、最低賃金法第9条第2項の3要素に基づき本県の実情に即した決定を以下により求める。

① 労働者の生計費

福井労働局が取りまとめた資料（528回資料13）によると、令和7年10月～令和8年6月までの食料品の消費者物価指数上昇率は4.48%となっている。

② 賃金

賃金に関する指標をみると、「賃金改定状況調査結果第4表①一般労働者及びパートタイム労働者」のBランク賃金上昇率は前年比3.4%（528回資料-6）である。

本年4月に県経営者協会が行った賃金改定状況の結果（中間報告）は、4.25%であった。（528回資料5）

なお、連合福井による2026春季生活闘争における7月6日付記者説明会資料によると、6月30日時点での妥結状況は5.63%、ベア相当分は3.95%であり、300人未満の中小労組の結果は4.69%、ベア相当分は3.31%となっている。

③ 通常の事業の賃金支払い能力

通常の事業の賃金支払い能力については、個々の企業の賃金支払い能力を指すものでないと解され、各種統計資料をもとに議論すべきものとされている。今回労働局により示された資料の中にも、企業収益や経常利益率については最低賃金近傍の労働者により経営している企業規模を示すものは見当たらなかった。

一方で、日本銀行の調査によると令和7年5月の国内企業物価指数は前年同月比+6.3であった。（527回資料41）中小・零細企業において価格転嫁が十分進んでいない状況は前述のとおりである。

こうしたことから、福井県における最低賃金の上げ幅は、多くとも対前年比4.5%以下に抑えることが妥当である。